

平成29年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年3月8日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	散会	平成29年3月8日 午前11時32分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡裕司	○			
	4	本田 学	○			
	5	山本厚一	○			
	6	渡辺三義	○			
	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	谷 郁 司		中村佳代子			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野 尻 秀 隆		教 育 長	野 下 純 一	
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多 胡 裕 司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治		会 計 管 理 者	芳 賀 均	
	総 務 課 長	早坂政志		町 民 課 長	（芳賀均）	
	産業振興課長	副島俊樹		建 設 課 長	高 橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹野景広		国保健康診療所事務長	（丹野景広）	
	総務課参事	高橋直人		総務課主幹	空井猛壽	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	有 田 勝 彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟 方 勝 則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第11号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	議案第12号	陸別町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例
4	議案第13号	陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
5	議案第14号	陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
6	議案第15号	陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、7番谷議員、1番中村議員を指名します。

---

◎日程第2 議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職  
員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方公務員の育児休業  
等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する  
法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほど、よろし  
くお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは私のほうから、議案第11号職員の勤務時間、休暇等  
に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたし  
ます。

本件につきましては、町長の提案理由にもありましたように、地方公務員の育児休業等  
に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
の一部を改正する法律、平成28年法律第95号が、平成28年12月2日に公布されまし  
たことに伴いまして改正しようとするものであります。

本条例につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を第1条としま  
して、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を第2条及び第3条としまして、条建てで  
改正をしようとするものであります。

改正内容等につきましては、議案説明書により説明をいたしますので、議案説明書の資料  
ナンバー11-1の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表になりますが、右側が現行の条文で、左側が改正後の条文となります。改正点に下線を引いておりますので、御確認をいただきたいと思ひます。

なお、説明に入る前に大変恐縮ではございますが、新旧対照表に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

まず初めに、資料ナンバー 1 1 - 1 の中段になりますが、第 1 5 条の第 2 項の右側、旧の欄の「前項に規定する者の各々が」に線を引いていただきまして、新の欄のほうの「前項に規定する者の各々が」を削除していただきたいと思ひます。

続きまして、資料ナンバー 1 1 - 2 の中段になります。新の欄の第 2 条の 2 の下から 2 行目の右側の「第 3 項」と書かれたところがありますが、同法第 2 7 条第 1 項「第 3 項」のこの「項」を「号」に訂正をお願いいたします。

続きまして、資料ナンバー 1 1 - 4 をお開きください。新のほうの欄の下線の引かれております「第 6 条の 4 第 1 項」となっておりますが、この「項」を「号」としていただきまして、「第 6 条の 4 第 1 号」と。それから、その 3 行下になりますが、「第 6 条の 4 第 2 項」を「第 2 号」に「項」から「号」に訂正をお願いいたします。

大変申しわけありません。

それでは、資料ナンバー 1 1 - 1 から説明をいたします。

今回の改正につきましては、法の改正に基づきまして介護休暇の分割取得、介護時間の新設、育児休業等に係るこの範囲の拡大の 3 点となっております。

まず、第 1 条はさきの法の改正によりまして、項にずれが生じておりますので修正するものであります。「地方公務員法第 2 4 条第 6 項」を「第 5 項」に改めるというものであります。

続きまして、第 1 1 条休暇の種類のところであります。法改正によりまして新設されました「介護時間」を「介護休暇」の次に加えるというものであります。この介護時間につきましては、第 1 5 条の 2 に新たに規定をしております。

続きまして、第 1 5 条介護休暇では、まず「職員が」の次に、「要介護者（」を加えていただきまして、中段におきまして「をいう。以下同じ。）」を加えます。次に、「介護をするため、」の次に、「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加えます。

また、第 2 項では、介護休暇の時間を「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護時間を必要とする一の継続する状態ごとに、連続 3 月の期間」としてあったところを「指定期間」と改めるものであります。

次の、第 1 5 条の 2 の第 1 項から第 3 項の介護時間に係る規定につきましては、先ほども申しましたように新たに追加しようとするものであります。第 1 5 条の 2 第 1 項、介護時間は職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）

内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第2項、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間とする。

資料ナンバー11-2をお開きください。

第3項、介護時間については、職員の給与に関する条例第2条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額するとするものであります。

この第15条の2の追加によりまして、現行の組合休暇第15条の2を第15条の3とするものであります。

第16条では、第11条と同様に「介護休暇」の次に、「介護時間」を追加いたします。

続きまして、第2条による職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立に係る看護を現に行う子、それから里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子などに拡大されるものであります。

資料ナンバー11-2の中段をごらんください。

第2条の2としまして、育児休業法第2条第1項の条例で定める者について、新たに規定するものであります。

この育児休業法第2条第1項は、育児休業の承認についてを規定しているものであります。第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として、当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする、というものです。

児童福祉法第6条の4の第1項につきましては里親について、第2項につきましては養育里親を定義しているものであります。

同法第27条は、都道府県が児童相談所長から要保護児童の報告、または少年法の規定による送致のあった児童に係る措置についてを規定しておりまして、第1項第3号は小規模住居型児童養育事業を行う者、もしくは里親への委託と規定をしております。

次に、第3条であります。第1号を新たに第1号と第2号に改めるものであります。

第1号、育児休業している職員が産前の休業を始め、または出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業、または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。ア、死亡した場合。イ、養子縁組等により職員と別居することとなった場合。

次に、第2号以降を繰り下げしまして、新たに次の第2号を追加いたします。第2号、育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより、当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。ア、前号アまたはイに掲げる場合。イ、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合。

なお、民法第817条の2は、特別養子縁組の成立に関する規定となっております。

次の改正箇所は、資料ナンバー11-3の下の方となりますので、そちらをごらんください。

第10条におきまして、先ほど職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正において説明しました介護時間について、新たに第15条の2に規定したことに伴いまして、第2項において、「を承認されている」を左側の新の下線部のように改正しようとするものであります。

それでは、資料ナンバー11-4をごらんください。

第3条によります育児休業法第2条第1項の条例で定める者についてであります。こちらは、児童福祉法等の一部を改正する法律第2条により、児童福祉法第6条の4が改正されまして、平成29年4月1日から、2項建てだったものが1項3号建てになるとともに、第1号に養育里親、第2号に養子縁組里親が定義づけられることによる改正となります。

これによりまして、第2条の2中、「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改め、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改めるというものであります。

それでは、議案集の10ページをごらんください。

各条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明を申し上げたとおりでありますので、条文の朗読は省略をさせていただきますして附則を読み上げます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する、であります。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきますして、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま説明を受けた内容につきまして、質問させていただきます。

この条例の一部改正の提案につきましては、国の地方公務員の育児休業等に関する法律と、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、この二つ

の法律の改正、施行に伴って、町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例と、職員の育児休業等に関する条例の二つを改正しようとするものであるとの説明を受けております。そのうちの、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正についてお伺いいたします。

これは、国の育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に基づくものでありますが、2点お伺いいたします。

1点目は、町条例第11条の改正におきまして、この中に子の看護休暇が設けられていないわけですが、これは今後もそういう考えでいくのかお伺いしたいということ。

そして2点目についてであります。町条例第15条の第1項中、「3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内」との規定であります。これは国の法律においてもこの6月という規定のとおりなのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず1点目の子の看護休暇に関してですが、こちらについては規則のほうで定めておりますので、こちらの条文に載せておりません。

それから2点目の国の、「3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲」というのは国の法どおりであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第12号陸別町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第12号陸別町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第12号陸別町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例についてですが、預金利率の低下により基金の運用から生じる収益での事業運営が困難であるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、教育委員会有田次長から説明をさせたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） それでは、議案第12号陸別町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

陸別町スポーツ振興基金条例、平成4年陸別町条例第15号の一部を次のように改正する、であります。まず資料ナンバーの12を添付しておりますので、まずそちらのほうをごらんいただきたいというふうに思っております。

資料ナンバー12の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

右側が旧ということで改正前の条文、左側が新ということで改正後の条文であります。

まず、アンダーラインを改正部分に引いておりますけれども、改正前の条文の第4条におきましては、「基金の運用から生じる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して事業の財源に充てるものとする。ただし、残余が生じたときはこれを基金に繰入れるものとする。」という部分を今回、改正後におきましては、第4条「基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。」というものであります。

改正前の条文で、委任の第5条、第6条といたしまして、今度、改正後の条文につきましては処分ということで、第5条「この基金は、第1条の事業に充てる場合に限り、処分することができる。」と加えるというものであります。

スポーツ振興基金は、これまで基金の運用収益であります利子をスポーツ振興基金運用事業の交付金として毎年予算に計上しているところではありますが、近年の預金利率の低下に伴い、基金の運用により生じる収益が非常に少額となっております。

本事業の運営が困難でありますので、したがって基金自体を処分し、本事業の財源に充てるための改正をしようとするものであります。

なお、基金利子の推移であります。平成7年度からこの事業は開始しておりますけれども、事業開始時は79万8,000円の予算がありましたが、その後利率が低下し、平成18年度より現在の30万円の予算をお願いしているところであります。

参考までに、平成18年度スポーツ振興基金の利率は0.5%で、利子26万858円ありましたが、本年度28年度の利率は0.105%で、利子が5万5,677円であります。

なお、新年度におきましては、これから審議をいただきますけれども、利率は今予定されておりますのが0.03%で、利子が1万5,778円まで低下しているという現状であります。

それでは、議案集の11ページにお戻りください。

改めまして、議案書におきまして議案内容を説明させていただきます。

第4条を次のように改める。

運用益金の処理、第4条、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

処分、第5条、この基金は、第1条の事業に充てる場合に限り、処分することができる。

附則、この条例は平成29年4月1日から施行するというものであります。

以上をもちまして、議案第12号の説明を終わらせていただきます。以後、御質問によりお答えしてまいりたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） このスポーツ振興基金なのですが、昨日の基金の資料を見ますと、5,200万円何がしの基金があるというふうに私自身見たわけなのですが、今次長が説明したとおりの低金利時代の中で金利の運用をするには、スポーツを振興する上では難しい面があるということで、第5条ですか、結局処分することができるというふうに条文を加えるということなのですが、この処分という言葉についてちょっとお聞きしたいのですが、普通基金を取り崩すという話とこの処分と同一言葉なのか。その辺の説明をお願いいたします。

それと、このスポーツ振興基金に基づいて振興基金運用規則というのがあるのですが、この中で運用委員会というのが5名選任されるようになっているのですが、できれば5名の氏名と、それから任命された日にち、それからこの運用委員会が年間にどれくらい開催されているのかということについてお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 私のほうから、わかっている範囲で2点目の部分についてお答えをしたいというふうに思っております。

例規集の3,641ページに、スポーツ振興基金の運用規則が出ておりますけれども、その中で、運用委員会の設置、構成、組織ということで載っております。委員御指摘のとおり、5名以内の委員で構成をしておりますけれども、現在5名の委員がおります。

名前におかれましては、佐藤正人氏。この委員につきましては、現在スポーツ推進委員長という職責にあります。それから朝倉則子氏でありますけれども、一応学識経験者からということの委嘱でありますけれども、現在は外れておりますけれども、任命当時につきましては、スポーツ指導員ということで任命をしているところであります。なお、佐藤氏につきましては、平成28年4月1日からの任期となっております。それから、朝倉則子氏につきましては、平成17年9月1日からの委嘱となっております。それから、式見祝賀。これは、陸別中学校の校長先生でありますけれども、平成26年4月1日からの委嘱であります。それから、森雅仁につきましては、陸別小学校の校長先生でありますけれども、平成27年4月1日からであります。もう1名は、教育長であります野下純一でありますけれども、平成24年11月18日からの任期ということで委嘱をしているところであります。

なお、年の回数につきましては、28年度においては、今のところ7回の会議を開催して

おりまして、参考までに27年度、昨年度におきましては9回の会議を開催しているという  
ような状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 1点目の御質問の処分と取り崩すの内容の違いですが、これに  
ついては全く同じものであります。

他の条例におきましても、この取り崩す、処分という表現で全て統一されております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 最初の質問については、一般的な我々の常識でいけば、処分と言え  
ばなくすことなのかなというふうに感じたのですが、取り崩すということは基金の先  
ほどの低金利の中の運用では間に合わないの、それをいわゆる基金から我々に言わせれば  
取り崩して運用していくということについて理解をいたします。

あと、規則の第2条が益金となっているのですけれども、この改正に伴ってこの規則も改  
正というか、変える必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどう  
いうふうにお考えですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） この条例が議決後、規則にかかわるものについて、改正  
が必要な部分については、一部例えば目的の第1条のところで、規則の中で第5条とうたっ  
ているところも第6条に改正するとかという部分がありますので、条例の改正に伴う部分に  
ついて、規則は今後、教育委員会議をもちまして規則を改正していくという予定としており  
ます。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号陸別町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例を採決しま  
す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第13号陸別町指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

◎日程第5 議案第14号陸別町指定地域密着型介護予防サービス  
の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための  
効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第13号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第14号陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件を、相互に関連あるものとして一括議題とします。

質疑、討論も一括することとし、採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第13号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第14号陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第13号及び議案第14号の2件を一括提案申し上げます。内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの町長から提案がありました、議案第13号及び第14号について、一括して説明をさせていただきます。

なお、説明におきましては、名称が長いのでそれぞれ第13号、第14号として説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

それから、説明に用います資料がついておりますが、資料ナンバー13と14でございます。実は、資料の13-1、14、それぞれ訂正がありますのでお願いいたします。

まず、13-1です。この表題になっております陸別町指定地域密着型サービス云々の最

後、新旧対照表となっておりますが、その新旧対照表の前に、条例の後ろに「の一部を改正する条例」という文言をつけ加えていただきたいと思います。

資料ナンバー14につきましても同じであります。条例の後ろ、新旧対照表の前に「の一部を改正する条例」という文言の追加をお願いいたします。

大変申しわけありませんがよろしくお願いいたします。

では、議案第13号及び第14号について、改正の概要を説明いたしますが、経過としては、まず平成26年6月に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に伴って、介護保険法の改正が行われております。

その趣旨の中では、今回関係する部分では、小規模な通所介護事業所、利用定員19人未満については、少人数で生活圏が密着したサービスであるため、地域との連携や運営の透明性の確保及び町が地域包括ケアの推進を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備が必要だということで、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに移行するというものであります。

今回は、それに伴います関連するサービスの基準を定めている町の条例の一部改正を行おうとするものであります。あわせて元々の条文の中で字句の整理を行わせていただきたいというものもありまして、あわせて提案をさせていただいております。

まず、条例第13号に関する部分では、介護保険法の第8条第16項の次に、第17項として、地域密着型通所介護の規定が追加されておまして、17項以降の項番号が1項ずつ繰り下げられたということがあります。

また、条例第14号に関しましては、介護予防訪問介護、並びに介護予防通所介護に関する条文であった介護保険法の第8条の2第2項及び第7項が削られて、第3項以降の項が繰り上げられたという改正となっております。

これに関する町の条例の改正となりますが、この施行期日は医療介護総合確保推進法附則第21条の規定によって、施行日から1年間猶予期間が定められたことがありまして、この間該当する事業所との協議及び他の市町村の情勢等を確認しながら、今回の平成29年4月1日の改正という提案とさせていただいているところであります。

では、資料集の13-1で説明をいたしますが、先ほど説明したとおりではございますが、まず左側が改正後、右側が改正前ということになってございます。右側のまず13-1の下の方です。認知症対応型共同生活介護の基本方針というところの下線部、「共同生活介護（法第8条第19項）」が、新のほうでは「共同生活住居（法第8条第20項）」ということで、文言の整理と条文の繰り下げが行われております。

さらに次のページ、13-2では、括弧書きですが、下線部「（法第8条第20項）」が、新のほうでは同条21項ということになっております。さらに、その4行下「（法第8条第20項）」が、同条21項ということになります。

それから、第10条になりますが、第10条の真ん中らへんにあります「（法第8条21項）」が、同条第22項に繰り下げられてございます。

そして、字句の整理というところでございますけれども、13-1に戻りますが、第3条の下線部、「市町村、地域密着型サービス事業者」というものが、「町、他の地域密着型サービス事業者」というふうに変更させていただいております。

さらには、めくっていただきまして資料ナンバー13-3の下線部「、市町村」が「、町」、それから11条の下線部「、市町村」が「、町」というふうに変更となっております。

続きまして、第14号のほうでございますけれども、こちらにつきましては資料の14番ですけれども、一番上、これは法律の改正の部分ですけれども、「法第8条の2第14項」が同条12項に繰り上げられております。

それから、一番下のほう、第6条の括弧書きのところですが、「法第8条の2第17項」が、同条15項に繰り上げられてございます。

そして字句の修正をここでもお願いしておりますけれども、第3条の2項、下線部「市町村、地域密着型介護予防サービス事業者」を「町、他の地域密着型介護予防サービス事業者」というふうに変更するところが、今回の改正の内容でございます。

では、条例本文にお戻りいただきまして、第13号を読み上げます。

議案第13号、陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年陸別町条例第10号）の一部を、次のように改正する。

第3条第2項中「市町村、地域密着型サービス事業者」を「町、他の地域密着型サービス事業者」に改める。

第5条の次に、次の1条を加える。

指定地域密着型通所介護の基本方針です。

第5条の2、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第8条中「共同生活介護（法第8条第19項）を「共同生活住居（法第8条第20項）」に改める。

第9条第1項中「法第8条第20項」を「法第8条第21項」に改める。

第10条第1項中「法第8条第21項」を「法第8条第22項」に改め、同条第3項中「、市町村」を「、町」に改める。

第11条第2項中「、市町村」を「、町」に改める、というものであります。

附則を定めております。この条例は、平成29年4月1日から施行するというものであります。

続きまして、議案第14号陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年陸別町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改める。

第3条第2項中「市町村、地域密着型介護予防サービス事業者」を「町、他の地域密着型介護予防サービス事業者」に改める。

第6条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

附則を定めております。この条例は、平成29年4月1日から施行するというものであります。

以上で条例の説明を終わらせていただきますが、以降、御質問によりお答えしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第13号及び議案第14号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第15号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を  
改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第15号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第15号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、近年の乳牛市場価格の高騰により、農業経営開始時に必要な営農資金に不足が生じているため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、議案第15号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきます。

町長の提案説明からもありましたように、近年の乳牛市場価格の高騰によりまして、本条例の所期の目的の達成が困難になってきていることを踏まえ、条例第5条関係、別表1の一部を改正するものでございます。

資料ナンバー15に、新旧対照表を記載しております。この別表1の農業経営開始奨励金の基準額、旧で定額年額300万円を、新のほうで定額年額600万円に改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。議案書14ページを御参照いただきたいと思います。

陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例。

陸別町新農業人育成に関する条例（平成12年陸別町条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表1（第5条関係）農業経営開始奨励金の項中「300万円」を「600万円」に改める。

以上となっております。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今議案第15号についての提案説明をいただいたわけなのですが、改正するのは300万円から600万円の補助増額をするということなのですか。

も、普通新規就農する場合には、多分、初妊牛と我々は言うのですけれども、妊娠牛ですね。即戦力として働くための妊娠牛を購入するのですけれども、一体全体、今の市場価格というのは、平均でよろしいですからわかれば教えてほしいなど。過去の実例から見ると、どれくらいの価格に高騰しているのかちょっと説明願います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 手元に、最新のもので27年度の平均価格でありますけれども、初妊牛は58万9,381円。経産牛が平均で36万7,226円というふうに、27年度はそうになっておりまして、28年度はまだ手元に資料がございませんが、いろいろな新聞等によりますとさらに高騰しているというふうには聞いております。

この制度がスタートした平成12年度と比較しますと、平成12年度の初妊牛の平均が40万3,448円ということで、当時から見ると18万5,000円ほど増加しております。経産牛につきましては、当時平均が25万2,546円ということで、これにつきましても11万4,000円ほど増加をしているところであります。

単純に40頭、経産牛で購入した場合の比較を行いますと、458万円ほど増額になっているというふうになっております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、1点ほどお尋ねをいたします。

これは、乳牛の価格が下落した場合、また300万円に戻すのですか。300万円でいただいて、4戸の方が新規就農されていると思います。

それで、先ほど説明にあったように、乳牛の高騰というわけなのですけれども、現在私の知っている範囲なのですけれども、大体乳牛は80万円から100万円の間で推移をしている状況であります。28年度から今29年の3月まで。先般の市場でも、平均価格が約90万円という価格になって、新規就農する方にはありがたいことかなとも思うのですけれども、これ以外にでもあれですよ。新規就農する場合、乳牛の導入時に対して、ある程度の助成はありますよね。

2点ほどお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今回、増額することについては、今後その値段が下がったときについて、下げるといふふうには今のところは考えてはおりません。このままいくように考えております。

それと、それ以外の助成というところについては、新規で経営を開始した場合に、青年就農給付金等がございますので、それはそれで経営に充てていただくということで考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡委員。

○3番（多胡裕司君） ただ単純に乳牛の高騰による資金不足から、今回は300万円から600万円にしたという強い意思でよろしいですね。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今回の増額の要因は、乳牛の高騰というのが一番の理由でございます。

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） 11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第7 議案第16号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第16号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第16号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものがあります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは私のほうから、議案第16号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを説明いたします。

本条例につきましては、平成27年に改正されました個人情報の保護に関する法律と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日を平成29年5月30日と定める政令が、平成28年12月28日に公布されたことによりまして所要の改正を行おうするものであります。

番号法の附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日と申しますのは、関係条例に関しまして公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりまして、このたび公布の日が政令で平成29年5月30日と定められましたので、今回改正を行おうとするものであります。

なお、関連する条例の整理のため、陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正を第1条としまして、陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を第2条としまして、条建てで改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、議案説明書により説明をさせていただきますので、議案説明書の資料ナンバー16-1をごらんください。

こちらは、右側が現行の条例でありまして、左側が改正案となっております。下線を引いている部分が改正するところとなりますので、御確認をお願いいたします。

まず、陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正の第2条第2号の次に、1号を加える改正の規定についてであります。特定個人情報の提供の制限を規定する番号利用法第19条におきまして、第8号として、条例事務関係情報照会者が条例事務関係情報提供者への特定個人情報を提供する場合の規定が追加されております。番号利用法第26条としまして、第19条第8号の規定による、特定個人情報の提供の規定が追加されております。

これに伴いまして、「（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第27条の2第2項において同じ。）」と加えるものであります。

続きまして、中段の第27条の2に1項を加える改定の規定であります。ただいま説明をしました番号利用法第19条第8号の規定の追加に伴いまして、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」と改めるものであります。

なお、この資料につきましては、現行のところでは「情報提供者」に下線が引かれておりますが、「又は」からの下線の部分となりますので加筆をお願いいたします。

次の第32条の2第1項の規定の改正につきましては、番号利用法第26条が追加となり、以降の番号が繰り下がったために、第28条を第29条に改める規定を追加するもので

あります。

附則につきましては初めに申しましたとおり、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日が、政令によりまして平成29年5月30日と定められましたため追加としております。

次に、資料ナンバー16-2をごらんください。

第2条の陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましても、第1条で説明しました番号利用法第19条におきまして、第8号が追加となりましたことから8号以降の号が繰り下がり、法第19条第9号が第10号になりましたので改正をするというものであります。

それでは、議案集の15ページをごらんください。

今回の条例の一部改正の内容につきましては、ただいま新旧対照表で説明したとおりでありますので、条文の朗読については省略をさせていただきますして附則を読み上げます。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する、であります。

以上で、議案第16号の説明とさせていただきますして、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 第16号に対して総務課長から説明があったのですが、この条例については、マイナンバーと俗に一般的に言われているそういうものの一部だと思っておりますけれども、結局この条例を改正することによって、いわゆる行政手続をすることが本当にそれを必要とする町民、住民の方にとってすごく重要なこととか、大事な条例なのかなと思面もありますけれども、いずれにしても個人のナンバーというそのものが、個人情報というのですか、その集積されたものが流用される、悪用される、あるいは番号が漏れるという、今全国的に一生懸命総務省なんかではこのマイナンバーを普及させようとして、今税金の申告時期でもありますので、それにも必要だとかと言いますけれども、実際には必要か必要でないかは本人の確認の中で、書かなくてもいいというものも財務省から通達が来ていると思っております。

そういった意味で、この条例に基づいて行政の手続をする上で、マイナンバーが必ず必要なのか、なければその行政手続ができないのか、その辺の説明をもう一度していただきたいと。

それから、マイナンバーの関係だと思っておりますけれども、この条例は。實際上、一昨年10月から通知カードを住民に届けているわけなのですが、100%とか、いわゆる全部の住民の方に通知カードが届いているのか。それと、通知カードが届いた住民が、

マイナンバーカードの申請ですね。写真つきの形で申し込んで、それから交付されると。そういう意味で、陸別町としては、マイナンバーの申請がどれくらいあるのか。実際交付されたのがどのようなのか。それと利用状況ですね。今のこの条例に基づいているような中で行政手続と、例えば死亡した人について、マイナンバーがないと申請ができないのかどうかとか、住民票とか、いろいろといわゆる行政手続上の話の中でどれほど利用されているのかちょっとお答え願いたいと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず前段、私のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、今回の条例の改正の内容につきましては、この番号利用法におきまして、情報ネットワークシステムを使用するわけですね。情報をネットワークでパソコンとか、情報をやりとりするわけですが、この内容についての情報連携を新たに独自利用する、例えば町村がこの部分は国の法律に定めない部分があれば独自に使用しますよというようなことが起きたときに、その連携をするために定めたものでありまして、先ほど言いました19条の8につきましては、先ほども説明しましたが条例事務関係情報照会者、事務の関係で情報を聞く人。それから、条例の事務の関係で情報を提供する方。こちらのやりとりについて、規定をしたのであります。

ですので、今回の条例では今、そういう内容をできるようにしたということでありまして、ちょっと町民には直接影響がないところかなというふうに思っております。

そして、マイナンバーの今の必要性ですとか利用状況等につきましては、町民課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 後段の御質問についてお答えいたします。

まず通知カードの関係でございますが、通知カードにつきましては、当町においては1名の方が受け取りを拒否されてはいますが、その方についても本来、拒否した方の分については一定期間をここで保存して廃棄することになってはおりますが、うちの場合は、うちの判断として保存しております。もし、考えが変わられたらお渡しするという考え方でありまして、それ以外の方については全員、通知カードは行き渡っております。

それから、マイナンバーカードにつきまして数を申し上げます前に、流れについてももう一度説明させていただきたいと思いますが、それぞれ御本人が申請するのですが、申請先は地方公共団体情報システム機構というところに、当時通知カードの下に申請書というものがくっついてきているのですが、そこに写真をつけて申請することになります。

現在申請数というのは、正確にはちょっと押さえていないのですが210前後申請されているという情報が入っております。

それで、その申請した後ですね。どういう手続になるかという、申請してその発行されたカードについては陸別町に来ます。そして陸別町の町民課で一旦受け取ります。それで、そこからマイナンバーカードが届いていますということで、何日に取りに来てくださいということではがきを出します。そのはがきを持って、受け取りに来ていただくわけですが、そ

の過程においての、それを踏まえて説明させていただきたいと思います。

当町でマイナンバーカードの受領枚数というのは、きのう現在で191枚受領しております。交付済みというのが166枚です。未交付というのが12枚。ただいま申しあげましたように、はがきを、届いていますよということでお知らせしているのですが、まだこちらにお見えになっていない方が12枚ということです。それから、廃棄したものが13枚です。この廃棄というのはどういうことかと言いますと、先ほど申しました地方公共団体情報システム機構に申請をされます。申請をしてから、一定期間こちらに、マイナンバーが届くまでの間に転出されてしまった方。そういった方は、そのカードは交付することができません。廃棄することになります。その転出先で、その方は再度申請していただくことになります。そういうシステムになっておりますので、このような数になっております。

それから、住民票の取得とか死亡届の提出時、このときには個人番号は記載することはありません。

それから、事例としてありますのは、国民健康保険の手続きですとか後期高齢者医療保険の手続きですとか介護保険の手続きということで、個人番号を記載してくださいと。さらには、先ほど議員のおっしゃいました、ただいま確定申告の時期でありますので、確定申告書に記載をしてくださいという話になっておりますが、先ほどおっしゃいましたとおり、確定申告につきましては国税当局のほうから記載してこなかった方に対して、必ず記載してくださいということではなくて、来年は記載してくださいという、そういう対応になっております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 前段の総務課長の話で、直接住民にはあまり影響ないということですが、例えばの話をちょっとしてもらいたい面があるのですけれども。ちょっとまだ理解ができないのです、この改正によってどうなのか。例えばということで、一つ説明願いたいと思います。

それから、マイナンバーについては、かなりの何百億円という形で国が取り組んでいるのですけれども、今の町の説明では陸別の人口の約1割。2,500人のうち、マイナンバーの申請をしているのが210前後というのですから。そういったものが、今後こういう形と、それから出ていった人、あるいは入ってきた住民のその手続等がかなりやはり町の事務方にとっては煩雑な面というか、ある程度オーバーワークに近いぐらいになる、このマイナンバーの動きというのは、私としては非常に心外だと思うのですね。住民に、町民にすごく便利だと言いながら、町の事務方の人たちにこれだけの多大な形をとるとするのは、すごく私としてはやるせない気持ちもあるのですけれども、今後これが普及するかしないかは国も挙げて、いろいろなテレビ、あるいは新聞等でもそれなりのCMをやっていますから、普及していくのだと思いますけれども、余りにも言っていることとやっていることが違うということを私は感じております。

そういった点で、事務方の人たちは大変御苦労さまですけれども、国の言われたとおりにしなくてはならないつらさというのも十分わかりますので、その辺を十分考えながら執行者

としても穏便に事が進むような形をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 前段の関係なのですが、この独自利用については国のほうで法律を定めたのですが、国の法律にないものを町村で使う場合ということではしているのですけれども、今の段階では実際ございません。

想定されるものも、当町のほうではちょっとどんなものかというところまでは規定を考えておりませんが、あくまでも情報を町村独自で使う場合に提供者等の情報を提供することができるよということにしておりますので、その辺で御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 先ほどの説明をもう一度整理させていただきたいのですが、手続上で必要なのは個人番号そのものでありまして、マイナンバーカードが必ず必要ということではございません。

皆さんに行き渡っている通知カードというのを繰り返し説明させていただきますと、写真がついていないのです。それで、その通知カードを持ってきた方の本人確認ということで、通知カードの場合は免許証ですとか保険証ですとか、保険証の場合は写真がまたついていませんので、もう一つ何か別な証明書ということになっておりますが、あくまでも番号を記載していただくと、そういうことが必要になってくるということで、マイナンバーカードですとそれ1枚で写真つきですので、それを提示していただいて記載した番号と照合したら本人ですねということを確認できるという流れになっております。

それから、この制度につきましては、全国一斉に法律に基づいてスタートしてございまして、スタート時点に国のほうからも説明がありましたが、スモールスタートと言ひまして徐々に浸透させていくという考え方のもとでございまして、例えば後期高齢者の方ですとか、手続の際にマイナンバーについて余り御理解をされていないとか、通知カードをなくされたとか、そういった場合についてはこちらで把握している番号を記載してもよろしいですかという本人の了承のもとに記載させていただいて、スムーズな手続を行うように努めているところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、質疑はこれで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

---

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時32分